

(証券コード 4242)  
2020年6月8日

株 主 各 位

富山県高岡市二塚322番地の3

株式  
会社 **タカギセイコー**

代表取締役社長 高木 章裕

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2020年6月24日（水曜日） 午前10時  |
| 2. 場 所  | 富山県高岡市二塚322番地の3 本社別館2階集会室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類および計算書類報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 取締役9名選任の件  |
| 第3号議案   | 監査役1名選任の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takagi-seiko.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当社では新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、会場におきまして以下の対策をいたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。会場への入場の際には、手指消毒にご協力ください。
- 体調が悪化し、またご気分が優れなくなった等の場合は、運営スタッフまでお申し出ください。
- その他、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや、株主総会の時間を短縮すること等、感染予防のために必要な措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- 株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の概況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績は横ばいにとどまり、個人消費は10月の消費増税や相次いだ自然災害等の影響による購買意欲の低下により、回復の動きに足踏みがみられました。海外におきましては、米国では企業の設備投資と個人消費が堅調に推移し金融緩和政策を推し進めて更なる景気浮揚を模索する一方、中国との通商政策における問題が長期化しております。中国では前出の件に加え、国内経済の成長減速が表れており、日本経済に及ぼす影響が不透明な状況にありました。さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、人や物の移動制限と生産・経済活動の抑制措置により世界経済は急激に減速し、回復の見通しが立たない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの大方針を柱とする事業施策を推進し、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる企業を目指し事業活動を進めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は47,030百万円（前期比12.0%減）となりました。損益面では、営業利益は2,456百万円（前期比8.3%増）、経常利益は2,279百万円（前期比7.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,131百万円（前期比12.3%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(日本)

売上高につきましては、成形品事業における車両分野等の受注の減少、その他事業の販売の減少等により、25,372百万円（前期比12.5%減）となりました。損益につきましては、成形品事業における製品構成の変動や運賃をはじめとする販管費の低減等により、営業利益は173百万円（前期は営業損失61百万円）となりました。

(中国)

売上高につきましては、O A（その他）分野におけるノートパソコン用筐体部品の受注の減少及び車両分野における受注の減少等により、12,462百万円（前期比16.8%減）となりました。損益につきましては、減収の影響とO A（その他）分野における製品構成の変動等により、営業利益は1,328百万円（前期比10.5%減）となりました。

(東南アジア)

売上高につきましては、車両分野における受注の増加があったものの、邦貨換算の影響により、9,195百万円（前期比3.3%減）となりました。損益につきましては、インドネシアにおける原価低減活動の成果等により、営業利益は926百万円（前期比11.7%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて2,947百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

・ P T. タカギ・サリマルチウタマ　：　大型成形機

## (2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 58 期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第 59 期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第 60 期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第 61 期 (当連結会計年度) (2019.4.1～ 2020.3.31)
売 上 高 (百万円)	45,787	51,905	53,469	47,030
経 常 利 益 (百万円)	2,261	2,290	2,116	2,279
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,362	1,520	1,008	1,131
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	504.78	559.46	371.00	415.61
総 資 産 (百万円)	42,167	43,712	40,519	37,671
純 資 産 (百万円)	8,013	9,882	10,292	11,311
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,018.14	2,582.69	2,697.74	2,982.73

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第58期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第60期の期首から適用しており、第59期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
高木精工 (香港) 有限公司	2,300万 香港ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の販売
(株) ト リ ニ テ イ	353百万円	99.6% (3.4%)	携帯電話等販売、損害保険代理業、不動産賃貸業
(株) 中 井 製 作 所	10百万円	100.0%	精密金型製造販売
高 岡 ホ ン ダ 自 販 (株)	100百万円	89.0%	二輪車、四輪車の販売、修理
高和精工 (上海) 有限公司	502.5万 米ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の製造販売
佛 山 市 南 海 華 達 高 木 模 具 有 限 公 司	858.4万 米ドル	51.0%	各種金型の設計、製造、販売、修理
高 木 汽 車 部 件 (佛 山) 有 限 公 司	1,220万 米ドル	66.0%	四輪用プラスチック部品の製造販売
武漢高木汽車部件有限公司	620万 米ドル	66.0% (49.5%)	四輪用プラスチック部品の製造販売
P T . タ カ ギ ・ サ リ マ ル チ ウ タ マ	822万 米ドル	45.7%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売
タイ タカギセイコー カンパニー・リミテッド	10,120万 タイバーツ	49.0%	二輪、四輪用プラスチック部品の製造販売

(注) 「出資比率」欄の( )内は内数で間接所有割合であります。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

グローバルでの競争が加速する中、当社グループは、様々に変化する事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる体制の強化を目指し、「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの大方針のもと、以下の具体的な施策について取り組んでおります。

- ① 国内収益基盤の強化
  - ・生産品目の選択と集中
  - ・差別化技術の開発
  - ・新規分野・お客様の開拓
  - ・効率生産体制の確立
- ② 海外収益基盤の強化
  - ・海外市場の見極めと投資検討
  - ・効率生産体制の確立
- ③ 事業運営基盤の強化
  - ・人材の育成
  - ・組織運営体制の更なる強化
  - ・財務体質の強化
  - ・内部統制システムの充実
  - ・環境にやさしい企業活動

## 具体的な取組みの一部

大方針	対応方針	具体的な取組み
国内収益基盤の強化	差別化技術の開発	当社が保有する固有の技術の強みを深掘りし、より高い価値のある提案や新しい価値の創出を目指し、開発・技術本部内に先端技術開発センターを新設
海外収益基盤の強化	効率生産体制の確立	効率生産塗装設備の導入と自動化ロボットの導入推進
事業運営基盤の強化	人材の育成	もの作り面での研修内容の充実と経営者マインドを高めるためのワーキンググループ等での活動推進
	環境にやさしい企業活動	環境に配慮した塗装設備等の導入推進

この他にも、先を見据えた中長期的経営ビジョンを新たな経営指針として取りまとめ、その具現化に向けて当社では2019年6月に外部環境に左右されない強いものづくり会社を目指した組織改革を行い、「ものづくり改革部」の設置と、当社グループにおける購買機能のさらなる強化を目的として、これまで管理本部内にあった資材部を「購買部」として独立部署化しました。

以上の方針のもと、翌連結会計年度（2021年3月期）には連結売上高500億円、経常利益25億円以上の達成を目指してまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を受けて景気後退が顕在化しており、目標の達成は難しいと判断いたしました。

このような状況の中、当社として業績を合理的に算定することが困難であるため、連結業績見通しにつきましては、未定としております。今後合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」ならびに通信機器端末の販売、不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負及び二輪車、四輪車の販売等を行う「その他の事業」を行っております。

区 分		主 要 製 品 等
成 形 品 事 業	車 両 分 野	<ul style="list-style-type: none"><li>・四輪車の内外装部品、バッテリー及びパワートレイン関連部品、複合材料を使用した機構部品及び金属による遮音・遮熱部品等</li><li>・二輪車の外装部品及び燃料タンク等</li><li>・トラックの尿素水タンク及び空力抵抗抑制部品等</li><li>・建設機械の燃料タンク、尿素水タンク及び外装部品等</li></ul>
	○A（その他）分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・炭素繊維を使用したパソコン筐体部品</li><li>・プリンター、複写機等の外装部品及び機構部品等</li><li>・携帯電話筐体部品等</li><li>・医療機器部品等</li></ul>
そ の 他 の 事 業		<ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォン等の通信機器端末の販売等</li><li>・不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負、</li><li>・二輪車、四輪車の販売、修理等</li></ul>

## (6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

(株)タカギセイコー

本 社 富山県高岡市二塚322番地の3

営業所 東京支店、大阪支店、浜松支店（静岡県）、北陸支店（富山県）、  
栃木支店、埼玉営業所、鈴鹿営業所（三重県）、熊本営業所

工 場 新湊工場（富山県）、金型工場（富山県）、  
氷見工場（富山県）、福光工場（富山県）、高岡工場（富山県）、  
浜松工場（静岡県）、関東工場（群馬県）、東北工場（福島県）

(株)トリニティ

本 社 富山県高岡市  
営業所 富山県内3拠点

(株)中井製作所

本社・工場 京都府宇治市

高岡ホンダ自販(株)

本 社 富山県高岡市  
営業所 富山県内3拠点

高木精工（香港）有限公司

本 社 中国香港新界

高和精工（上海）有限公司

本社・工場 中国上海市

佛山市南海華達高木模具有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

高木自動車部品（佛山）有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

武漢高木自動車部品有限公司

本社・工場 中国湖北省武漢市

P T. タカギ・サリマルチウタマ

本社・工場 インドネシア共和国バンテン州タンゲラン県

工 場 インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

本社・工場 タイ王国サムットプラーカーン県

## (7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,905 (619) 名	△54 (8) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員、パートタイマー等は ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	617名	△30名	44.4歳	20.1年
女性	228名	△4名	42.1歳	17.4年
計又は平均	845名	△34名	43.8歳	19.4年

(注) 上記従業員数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時従業員 (パートタイマー及び嘱託) 及び出向者人員26名は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,076
株式会社北陸銀行	1,275
株式会社北國銀行	1,265
株式会社商工組合中央金庫	896
株式会社三菱UFJ銀行	876

(注) 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,767,572株
- ③ 株主数 1,523名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
高木章裕	295,556	10.8
タカギセイコー従業員持株会	155,596	5.7
トナミホールディングス株式会社	130,000	4.8
株式会社みずほ銀行	102,300	3.8
株式会社北國銀行	97,600	3.6
高木弘美	85,268	3.1
松木教子	85,026	3.1
T S K 持株会	77,400	2.8
株式会社北陸銀行	60,834	2.2
松木スジコ	60,446	2.2

（注）持株比率は自己株式（42,146株）を控除して計算しております。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	八十島 清 吉	高岡ホンダ自販(株)代表取締役社長
代表取締役社長 社長執行役員	高 木 章 裕	(株)トリニティ代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	田 口 浩 孝	国内成形品事業管掌、開発・技術本部長、(株)中井製作所代表取締役会長、佛山市南海華達高木模具有限公司董事長
取 締 役 常務執行役員	林 延 幸	国内関連事業管掌、管理本部長、品質保証担当、(株)中井製作所代表取締役社長
取 締 役 上席執行役員	蔵 行 雄	営業本部長
取 締 役 執行役員	仲 安 吉 成	海外成形品事業管掌、グローバル企画室長、高木自動車部品（佛山）有限公司董事長、武漢高木自動車部品有限公司董事長
取 締 役 執行役員	沖 孝 則	グローバル企画室シニアマネージャー、高木精工（香港）有限公司董事長、高和精工（上海）有限公司董事長
取 締 役	米 田 保 晴	高岡信用金庫員外監事
常 勤 監 査 役	瀬 川 雅 靖	
監 査 役	森 浩 一	
監 査 役	小 林 健	三菱製紙(株)社外監査役、DBJキャピタル(株)取締役会長、京成電鉄(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役米田保晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役森浩一、小林健の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役米田保晴、監査役森浩一、小林健の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 ( 1名)	160百万円 ( 4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 ( 2名)	20百万円 ( 8百万円)
合 計	11名	181百万円

(注) 1. 取締役の報酬等のうち、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額は、14百万円であります。

2. 株主総会で定められた取締役の報酬等限度額は、以下の通りです。  
報酬 年額300百万円、 譲渡制限付株式 年額60百万円

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役 米田保晴氏

高岡信用金庫の員外監事を兼任しておりますが、同金庫と当社との間に取引はございません。

- ・監査役 小林健氏

DBJキャピタル株式会社の取締役会長、三菱製紙株式会社および京成電鉄株式会社の社外監査役を兼任しております。DBJキャピタル株式会社の親会社である株式会社日本政策投資銀行と当社との間には、金銭消費貸借契約等の取引があります。三菱製紙株式会社および京成電鉄株式会社と当社との間に取引はございません。

## ロ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	米 田 保 晴	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 (非常勤)	森 浩 一	当期開催の取締役会18回、監査役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 (非常勤)	小 林 健	当期開催の取締役会18回のうち16回、監査役会12回のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としておりません。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況（3）重要な子会社の状況」欄に記載しております。）のうち、在外子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等における監査役会の同意

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における人員体制や日数等に係る監査内容と工数の妥当性、監査品質と効率性を兼備した監査遂行における相当性、及び前年度監査実績の検証と評価等を踏まえ、報酬の前提となる見積もり内容の精査結果をもって報酬等の額について同意しております。

#### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

#### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合による場合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び社会的規範を逸脱した行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、これを妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

このほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は、同条第2項ないし第4項の定めに従い、監査役全員の同意による解任及び報告を行います。

## **(5) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システム構築の基本方針）は以下のとおりであります。

### **① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、社是、経営理念及び社訓の経営基本方針に則った「倫理規範」及び「行動指針」を制定し、その精神を役職者をはじめグループ会社使用人に継続的に伝達することにより、企業市民として地域社会に貢献することはもとより、法令と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底するとともに、コンプライアンスの推進、業務及び財務リスク等の総括的な管理を目的とした内部統制委員会（小委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会）を設置する。

また、法令違反の未然防止及び早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、弁護士等とも連携し法令順守に努める。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

### **② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行の状況を記録するため、取締役会及びその他重要な会議の議事録、稟議書並びにその他の職務執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規程」、「取締役会規程」、「執行役員会議規程」及び「稟議規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

また、取締役及びその他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

### **③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理全般を統括する組織として内部統制委員会内にリスク管理委員会を設置し、経営における危機管理等を総括的に管理する体制を整える。

また、会社の経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合に、会社が取るべき対応として「リスク管理規程」に基づく「危機管理計画」を制定し、今後も適宜見直していく。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令または定款において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定するとともに、使用人の業務執行状況を監督する。

取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の委譲が行われるとともに、使用人についても「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の定めるところに従って、それぞれの部門、職位ごとに役割及び権限分担が行われる。

#### ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」の定めるところに従い、子会社の事業運営状況等について定期的な報告書及び管理資料等の提出を求めるとともに、子会社における決議事項等の重要事項については、当社の取締役会に報告する。

また、グループ戦略会議等を通じて子会社との円滑な情報交換を行う。

##### (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業態に応じた各種損害発生の可能性を踏まえた効果的な危機管理を目指し、関連規程の整備と危機管理計画の制定及び当社への報告・連携体制を整える。

また、これに係る監査体制として、監査役及び監査室は定期または臨時に子会社の監査を実施し、必要に応じて当社の取締役会に報告する。

##### (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営に関しては、業態の独自性等の観点からも独立性を尊重しつつ、経営計画に基づく効率的な業務遂行を目指し、重要な会議体の運用基準の整備と適切な意思決定の機能強化を図るほか、諸規程の整備や取締役の担当職務に係る権限委譲等を通じて、使用人の業務効率の向上を進める。

また、子会社の取締役や監査役を必要に応じて当社から派遣し、取締役の職務執行の監督や業務執行を監査するとともに、適切な指導を行う。

**(二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社で実践している基本的なコンプライアンスの構築方針に準拠し、「倫理規範」や「行動指針」の展開を進めるとともに、法令違反等の未然防止及び早期発見に向けて内部通報制度の導入を進める。

また、当社のコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス体制の構築に向けて統括的な活動を計画的に推進する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査室員等が適宜監査役を補助する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、人事異動及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

**⑧ 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

**⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

**(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、監査役に報告する。

また、監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

内部通報をはじめとする社内の自主的・自浄的な報告事案に関しては、「内部通報制度規程」で定めた運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

## (ロ) 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、当社の監査役並びに「関係会社管理規程」に定める管轄部署及び統括部署に報告する。

また、内部通報制度の運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

当社の監査役及び子会社の監査役の連携強化による監査環境の整備に向け、グループ監査役会を定期的に開催する。

## ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において通報者の保護について定めるとともに、当社及び子会社において、監査役への報告を行った者がこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

## ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行が実効的に行なわれることに付随して必要となる監査費用については、あらかじめ監査役の年度予算の中で計上するほか、緊急または臨時の監査費用についても前払いや償還を請求された場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

## ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めるところに従って、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

## ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会内にJ-SOX法委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び改善を図る。

#### ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 当社は、「倫理規範」において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引も含め一切関係を持たないことを定め、すべての取締役及び使用人に対し周知徹底する。

(ロ) 当社は、反社会的勢力への対応として総務部が統括し情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる。

#### (6) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、取締役を含めたメンバーで構成されている内部統制委員会（下部委員会にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会を設置）が中心となり、当社グループ全体が共通認識をもって内部統制システムの充実・強化に取り組んでおります。

当事業年度の具体的な展開施策としまして、当社グループが企業活動の基本とする「倫理規範」「行動指針」について、各社がそれぞれ職場における掲示や定期的開催される朝礼での読み合わせなどの取組みを継続するほか、各社におけるコンプライアンス教育等を通じて理念の浸透および徹底に取り組んでおります。また、海外子会社におけるコンプライアンス体制の構築・強化を目的として、子会社独自のコンプライアンス委員会の設置を順次進めるほか、各社の実情に応じた社内規程の制改定を行うなど、グループ全体の内部統制の充実化を図っております。

一方、グループ各社の損失の危険の管理としてのリスク管理につきましては、各社の業態に応じた潜在リスクの洗い出しと評価を実施し、各種のリスクに対する従来からの危機管理やリスク対応の現状整理を踏まえながら、個別リスクの発生頻度および影響度を低減させるための取組みを推進しております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、当社におけるリスク評価の見直しを実施するとともに、グループ各社との連携のもと、事業活動への影響を最小限にとどめるべく体制の運用に努めました。また、当社における危機管理計画書に基づき、危機発生時における役職員の安否確認体制の充実化とともに、危機発生情報の社内展開フローを明確化するなどの取組みによって、危機管理体制のさらなる強化を図りました。今後も引き続き、地震・水害・感染症対策等のリスクを想定したBCP（事業継続計画）の改訂をはじめ、グループ全体としての危機管理体制の構築を進めてまいります。

---

(注) 本事業報告の記載数字は、金額及び株式数等については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,663</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,826</b>
現金及び預金	4,889	支払手形及び買掛金	3,699
受取手形及び売掛金	7,250	電子記録債務	3,244
電子記録債権	937	短期借入金	2,830
たな卸資産	4,088	一年内返済予定の長期借入金	3,098
未収入金	668	リース債務	874
その他	829	未払金	894
貸倒引当金	△0	未払法人税等	191
<b>固 定 資 産</b>	<b>19,007</b>	賞与引当金	394
<b>有形固定資産</b>	<b>17,309</b>	その他の	1,598
建物及び構築物	3,522	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,532</b>
機械装置及び運搬具	4,583	長期借入金	5,119
土地	6,385	リース債務	319
リース資産	1,527	繰延税金負債	194
建設仮勘定	584	役員退職慰労引当金	18
その他	705	退職給付に係る負債	3,727
<b>無形固定資産</b>	<b>257</b>	その他の	153
ソフトウェア	127	<b>負 債 合 計</b>	<b>26,359</b>
のれん	13	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	116	株 主 資 本	8,950
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,440</b>	資 本 金	2,114
投資有価証券	777	資 本 剰 余 金	1,817
出 資 金	226	利 益 剰 余 金	5,072
破産更生債権等	10	自 己 株 式	△55
繰延税金資産	121	その他の包括利益累計額	△821
その他	362	その他有価証券評価差額金	△265
貸倒引当金	△57	為替換算調整勘定	△342
<b>資 産 合 計</b>	<b>37,671</b>	退職給付に係る調整累計額	△213
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,182</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,311</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>37,671</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		47,030
売上原価		38,941
売上総利益		8,088
販売費及び一般管理費		5,631
営業利益		2,456
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	23	
作業屑売却収入	54	
助成金の収入	58	
その他	55	215
営業外費用		
支払利息	283	
支替差損	34	
その他	75	393
経常利益		2,279
特別利益		
固定資産売却益	69	69
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	39	
投資有価証券売却損	37	
投資有価証券評価損	31	111
税金等調整前当期純利益		2,237
法人税、住民税及び事業税	520	
法人税等調整額	127	647
当期純利益		1,589
非支配株主に帰属する当期純利益		458
親会社株主に帰属する当期純利益		1,131

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,104	1,807	3,995	△54	7,852
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	10	10			20
剰 余 金 の 配 当			△54		△54
親会社株主に帰属する当期純利益			1,131		1,131
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	10	10	1,077	△0	1,097
当 期 末 残 高	2,114	1,817	5,072	△55	8,950

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△231	△97	△194	△522	2,962	10,292
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						20
剰 余 金 の 配 当						△54
親会社株主に帰属する当期純利益						1,131
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△33	△245	△18	△298	219	△78
連結会計年度中の変動額合計	△33	△245	△18	△298	219	1,018
当 期 末 残 高	△265	△342	△213	△821	3,182	11,311

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 10社
- ・ 連結子会社の名称
  - (株)トリニティ
  - (株)中井製作所
  - 高岡ホンダ自販(株)
  - 高木精工（香港）有限公司
  - 高和精工（上海）有限公司
  - 佛山市南海華達高木模具有限公司
  - 高木汽車部件（佛山）有限公司
  - 武漢高木汽車部件有限公司
  - P T. タカギ・サリマルチウタマ
  - タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・ 持分法を適用した会社等の名称

御坊山観光開発(株)  
大連大頭高木模具有限公司

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社  
該当事項はありません。

関連会社  
該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、(株)トリニティ他3社の決算日は連結決算日と一致しております。また、高和精工（上海）有限公司他5社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

製品・商品・仕掛品・  
原材料・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また在外連結子会社は主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### ③ リース資産

主に、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

#### ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現が見込まれる期間（5年～10年）で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 4. 会計方針の変更

国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表上、有形固定資産のリース資産(純額)が53百万円、流動負債のリース債務が46百万円、固定負債のリース債務が9百万円、それぞれ増加しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

#### 5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」(前連結会計年度39百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

① 担保資産

預金	39百万円
建物	939百万円
機械及び装置	671百万円
土地	2,098百万円

② 担保付債務

支払手形及び買掛金	216百万円
短期借入金	967百万円
一年以内返済予定の長期借入金	1,257百万円
長期借入金	2,276百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 33,975百万円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

アルハイテック(株)	5百万円
合 計	5百万円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,759,172	8,400	—	2,767,572

(注) 譲渡制限付株式を付与したことにより、増加しております。

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,111	35	—	42,146

(注) 単元未満株式買取により、増加しております。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2019年6月25日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月26日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

2019年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2019年9月30日
- ・ 効力発生日 2019年12月16日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年6月24日開催予定の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 27百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月25日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建での営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、その一部については、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、それぞれのリスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた明確な社内ルールは無いものの、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんど無いと判断しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

## ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,889	4,889	—
② 受取手形及び売掛金	7,250	7,250	—
③ 電子記録債権	937	937	—
④ 未収入金	668	668	—
⑤ 投資有価証券 その他有価証券	522	522	—
資産計	14,268	14,268	—
① 支払手形及び買掛金	3,699	3,699	—
② 電子記録債務	3,244	3,244	—
③ 短期借入金	2,830	2,830	—
④ 未払金	894	894	—
⑤ 長期借入金（1年内含む）	8,217	8,124	△92
⑥ リース債務（1年内含む）	1,194	1,145	△49
負債計	20,081	19,939	△141

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権、ならびに④未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金、ならびに④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金（1年内含む）、ならびに⑥リース債務（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は、取引銀行から提示された価格によっております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額154百万円）、転換社債型新株予約権付社債（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券」に含めておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、富山県及びその他の地域において、賃貸用の商業施設及び工場倉庫等の不動産を所有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設	889	△2	886	710
工場倉庫等	302	△75	226	389
合 計	1,191	△78	1,112	1,099

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 連結決算日における時価は、近隣の売買相場による評価額及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額、償却性資産については帳簿価額をもって時価としております。
3. 当連結会計年度増減額のうち、工場倉庫等の減少の主な要因は売却（68百万円）であり、商業施設の減少の主な要因は減価償却費であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,982円73銭
- (2) 1株当たり当期純利益 415円61銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>9,109</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,217</b>
現金及び預金	458	支払手形	381
受取手形	292	買掛金	945
売掛金	3,656	電子記録債権	3,245
電子記録債権	936	一年内返済予定の長期借入金	2,787
たな卸資産	2,026	リース負債	503
前払費用	115	未払金	573
未収入金	1,241	未払費用	33
関係会社短期貸付金	369	未払法人税等	55
その他の資産	14	未払消費税等	151
<b>固定資産</b>	<b>13,397</b>	未払消費税受金	63
<b>有形固定資産</b>	<b>8,012</b>	設備関係支払手形	46
建物	1,797	設備関係電子記録債権	123
構築物	108	賞与引当金	212
機械及び装置	1,825	その他の負債	94
車両運搬具	21	<b>固定負債</b>	<b>7,926</b>
工具、器具及び備品	114	長期借入金	4,330
土地区画整理費	3,517	リース負債	198
リース資産	628	退職給付引当金	3,280
<b>無形固定資産</b>	<b>81</b>	資産除去債	15
ソフトウェア	48	長期未払金	101
のれん	0	<b>負債合計</b>	<b>17,144</b>
借地権	12	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	16	株主資本	5,629
その他の資産	3	資本金	2,114
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,302</b>	資本剰余金	1,801
投資有価証券	767	資本準備金	1,801
関係会社株	2,237	その他の資本剰余金	0
出資	0	<b>利益剰余金</b>	<b>1,768</b>
関係会社出資	2,168	利益準備金	178
破産更生債権等	10	その他利益剰余金	1,590
長期前払費用	11	特別償却準備金	54
繰延税引金	68	繰越利益剰余金	1,535
ゴールの会	61	<b>自己株式</b>	<b>△55</b>
その他の引当金	29	評価・換算差額等	△267
貸倒引当金	△52	その他有価証券評価差額金	△267
<b>資産合計</b>	<b>22,506</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,362</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,506</b>

# 損益計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,218
売 上 原 価		19,428
売 上 総 利 益		2,790
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,700
営 業 利 益		89
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	804	
作 業 屑 売 却 収 入	31	
そ の 他	51	887
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	95	
為 替 差 損	45	
不 動 産 賃 貸 費 用	9	
そ の 他	27	178
経 常 利 益		798
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	37	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24	83
税 引 前 当 期 純 利 益		717
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	118	
法 人 税 等 調 整 額	67	185
当 期 純 利 益		532

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,104	1,791	0	1,791
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行	10	10		10
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	10	10	-	10
当 期 末 残 高	2,114	1,801	0	1,801

(単位：百万円)

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
特別償却準備金		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	178	43	1,068	1,290
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行				
剰 余 金 の 配 当			△54	△54
特別償却準備金の積立		22	△22	
特別償却準備金の取崩		△11	11	
当 期 純 利 益			532	532
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	-	10	466	477
当 期 末 残 高	178	54	1,535	1,768

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△54	5,132	△231	△231	4,900
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行		20			20
剰 余 金 の 配 当		△54			△54
特別償却準備金の積立					
特別償却準備金の取崩					
当 期 純 利 益		532			532
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△35	△35	△35
事業年度中の変動額合計	△0	497	△35	△35	462
当 期 末 残 高	△55	5,629	△267	△267	5,362

招集（通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 製品・仕掛品

先入先出法（金型については個別法）

② 原材料

総平均法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得の建物、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8～12年

工具器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に  
よっております。
- ④ 長期前払費用 定額法

## (5) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

## (6) ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

### ③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

## (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における扱いが連結計算書類と異なります。

### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記して表示しておりました「流動負債」の「預り金」(前事業年度74百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産及び担保付債務

#### ① 担保提供資産

機械及び装置	607百万円
建物	579百万円
土地	485百万円

#### ② 担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	1,070百万円
長期借入金	1,815百万円
保証債務	317百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	22,233百万円
--------------------	-----------

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

高和精工（上海）有限公司	333百万円
武漢高木自動車部件有限公司	353百万円
(株)トリニティ	200百万円
タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	188百万円
高木精工（香港）有限公司	12百万円
アルハイテック(株)	5百万円
合 計	1,094百万円

なお、共同保証における連帯保証または当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人または再保証人と合意した当社の負担割合は、タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド50%であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,286百万円
短期金銭債務	28百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 449百万円

仕入高 313百万円

仕入以外の営業取引高 38百万円

営業取引以外の取引による取引高 799百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 42,146株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## (繰延税金資産)

賞与引当金	64百万円
未払社会保険料	9百万円
未払事業税等	12百万円
退職給付引当金	999百万円
投資有価証券評価損	19百万円
関係会社株式評価損	257百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
貸倒引当金	16百万円
その他有価証券評価差額金	81百万円
繰越欠損金	770百万円
減損損失	273百万円
その他	238百万円
繰延税金資産小計	2,759百万円
評価性引当額	△2,666百万円
繰延税金資産合計	92百万円

## (繰延税金負債)

特別償却準備金	△23百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△24百万円
繰延税金資産の純額	68百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	武漢高木自動車部品有限公司	所有 直接16.5% 間接49.5%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	353	—	—
子会社	高和精工(上海)有限公司	所有 直接 100.0%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	333	—	—
子会社	タイ タカギセイコー カンパニー・リミテッド	所有 直接49.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	—	関係会社 短期 貸付金	369
				利息の受払 (注) 2	2		

(注) 1 子会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,967円73銭  
(2) 1株当たり当期純利益 195円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社タカギセイコー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 健太郎 <sup>Ⓔ</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋 勇一 <sup>Ⓔ</sup>

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカギセイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社タカギセイコー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山本 健太郎<sup>Ⓔ</sup>

公認会計士

石橋 勇一 <sup>Ⓔ</sup>

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関しまして、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針や監査計画等に従って、取締役、監査室その他の関係部署とも意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会をはじめ、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が、法令や定款に適合することを確保するための体制及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムの構築に関する取締役会決議の内容と、当該決議に基づく体制整備とその運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 子会社に関しましても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び業務の適正を確保するための体制等についての報告を受けました。
  - ④ また、会計監査人に関しましては、その独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の整備に関して、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って実施している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につきましても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社タカギセイコー 監査役会

常勤監査役	瀬川雅靖	Ⓧ
社外監査役	森浩一	Ⓧ
社外監査役	小林健	Ⓧ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めながら株主の皆様へ利益還元を図ることを経営の重要課題のひとつと考えており、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績、当社を取り巻く経営環境、今後の企業価値向上に資する事業展開に備えた投資などを総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円

総額 27,254,260円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制のより一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">やそしま せい きち 八十島 清 吉 (1955年10月18日生)</p>	<p>1985年 8月 当社 入社 1998年10月 当社 経営企画部長 2001年11月 当社 取締役 2003年11月 当社 常務取締役 2007年11月 当社 専務取締役 2010年 6月 当社 代表取締役 専務執行役員 製品本部長 兼 技術統括 最高技術責任者 2012年10月 当社 代表取締役 専務執行役員 営業本部長 2014年 6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 2019年 6月 当社 代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 高岡ホンダ自販株式会社 代表取締役社長</p>	11,000株
2	<p style="text-align: center;">たか ぎ あき ひろ 高 木 章 裕 (1969年 9月 3日生)</p>	<p>2000年 9月 当社 入社 2003年 9月 高木精工（香港）有限公司 出向 2005年 1月 当社 担当部長社長付 2005年 6月 当社 取締役 2008年 6月 当社 取締役 上席執行役員 製品本部副本部長 兼 海外事業統括 2010年 6月 当社 取締役 常務執行役員 製品本部副本部長 兼 海外事業統括 2012年 4月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部副本部長 兼 海外事業統括 2014年10月 当社 取締役 常務執行役員 海外成形品事業管掌 2016年 6月 当社 代表取締役 専務執行役員 海外成形品事業管掌 2018年 6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 海外成形品事業管掌 兼 グローバル企画室担当 2019年 6月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社トリニティ 代表取締役社長</p>	295,556株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">た ぐち ひろ たか 田 口 浩 孝 (1960年3月5日生)</p>	<p>1982年4月 当社 入社 2004年9月 当社 氷見金型工場長 2006年4月 当社 通信機器事業部長 2008年6月 当社 取締役 執行役員 通信機器事業部長 2010年6月 当社 取締役 上席執行役員 通信機器事業部長 2012年4月 当社 取締役 上席執行役員 開発・技術本部長 2015年11月 当社 取締役 上席執行役員 開発・技術本部長 兼 国内成形品事業管掌 2016年6月 当社 取締役 常務執行役員 国内成形品事業管掌 兼 開発・技術本部長 2017年6月 当社 取締役 専務執行役員 国内成形品事業管掌 兼 開発・技術本部長 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 株式会社中井製作所 代表取締役会長 佛山市南海華達高木模具有限公司 董事長</p>	3,200株
4	<p style="text-align: center;">はやし のが ゆき 林 延 幸 (1961年3月1日生)</p>	<p>1983年4月 当社 入社 2004年2月 当社 経営企画部長 2008年6月 当社 執行役員 O A事業部長 2012年4月 当社 執行役員 営業本部O A・新規分野統括部長 2013年4月 当社 執行役員 営業本部担当部長 兼 営業統括部長 2014年6月 当社 執行役員 管理本部長 2015年6月 当社 取締役 上席執行役員 管理本部長 最高安全衛生責任者 2017年6月 当社 取締役 常務執行役員 国内関連事業管掌 兼 管理本部長 最高安全衛生責任者 2018年6月 当社 取締役 常務執行役員 国内関連事業管掌 兼 管理本部長 兼 品質保証本部長 最高安全衛生責任者 2019年6月 当社 取締役 常務執行役員 国内関連事業管掌 兼 管理本部長 兼 品質保証担当 現在に至る</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 株式会社中井製作所 代表取締役社長</p>	7,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p>ぞう いく お 蔵 行 雄 (1959年11月9日生)</p>	<p>1983年4月 当社 入社 2001年12月 当社 営業統括部長 2003年9月 当社 海外事業部長 2005年5月 高木自動車部品（佛山）有限公司 出向 2008年6月 当社 業務統括部長 2010年6月 当社 執行役員 製品本部海外担当 (上海駐在) 2014年6月 当社 執行役員 営業本部長 2015年6月 当社 上席執行役員 営業本部長 2016年6月 当社 取締役 上席執行役員 営業本部長 現在に至る</p>	3,500株
6	<p>なか やす よし なり 仲 安 吉 成 (1964年3月1日生)</p>	<p>1986年4月 当社 入社 2003年9月 PT.タカギ・サリマルチウタマ 取締役 社長（インドネシア駐在） 2009年5月 当社 車両事業部業務部担当部長（営 業担当） 2012年4月 当社 海外事業統括部長 2016年6月 当社 執行役員 PT.タカギ・サリマル チウタマ 取締役社長（インドネシア 駐在） 2017年6月 当社 取締役 執行役員 PT.タカギ・ サリマルチウタマ 取締役社長（イン ドネシア駐在） 2018年6月 当社 取締役 執行役員 グローバル 企画室長 兼 海外事業統括部長 2019年6月 当社 取締役 執行役員 海外成形品 事業管掌 兼 グローバル企画室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 高木自動車部品（佛山）有限公司 董事長 武漢高木自動車部品有限公司 董事長</p>	2,000株
7	<p>おき たか のり 沖 孝 則 (1965年3月21日生)</p>	<p>1989年4月 当社 入社 2010年1月 高和精工（上海）有限公司 出向 2014年6月 高和精工（上海）有限公司 総経理 2017年6月 当社 執行役員 高和精工（上海）有 限公司 総経理 2018年6月 当社 取締役 執行役員 グローバル 企画室シニアマネージャー 現在に至る (重要な兼職の状況) 高和精工（香港）有限公司 董事長 高和精工（上海）有限公司 董事長</p>	2,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	ささ くら やす し 笹倉康史 (1967年6月13日生)	1988年4月 当社 入社 2017年7月 当社 経営企画部長 2019年6月 当社 経営管理部長 現在に至る	1,000株
9	よね だ やす はる 米田保晴 (1950年6月18日生)	1975年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1998年6月 同行 米州部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 米州企画部長 2004年3月 信州大学(現国立大学法人信州大学) 経済学部 教授 2005年4月 国立大学法人信州大学大学院 法曹法務研究科 教授 2005年5月 同大学大学院 法曹法務研究科長・教授 2006年6月 高岡信用金庫 員外監事 現在に至る 2008年6月 当社 社外監査役 2012年4月 国立大学法人信州大学大学院 法曹法務研究科 教授 2014年4月 同大学学術研究院 教授（社会科学系） 2015年6月 当社 社外取締役 現在に至る 2016年4月 国立大学法人信州大学 名誉教授 現在に至る (重要な兼職の状況) 高岡信用金庫 員外監事	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笹倉康史氏は、新任候補者であります。
3. 米田保晴氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は米田保晴氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 米田保晴氏につきましては、金融機関における長年の経験と法律に関する高度な専門的知識を有しておられることから、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただけるものと考え、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、5年となります。
5. 米田保晴氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役瀬川雅靖氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者川開裕司氏は、瀬川雅靖氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

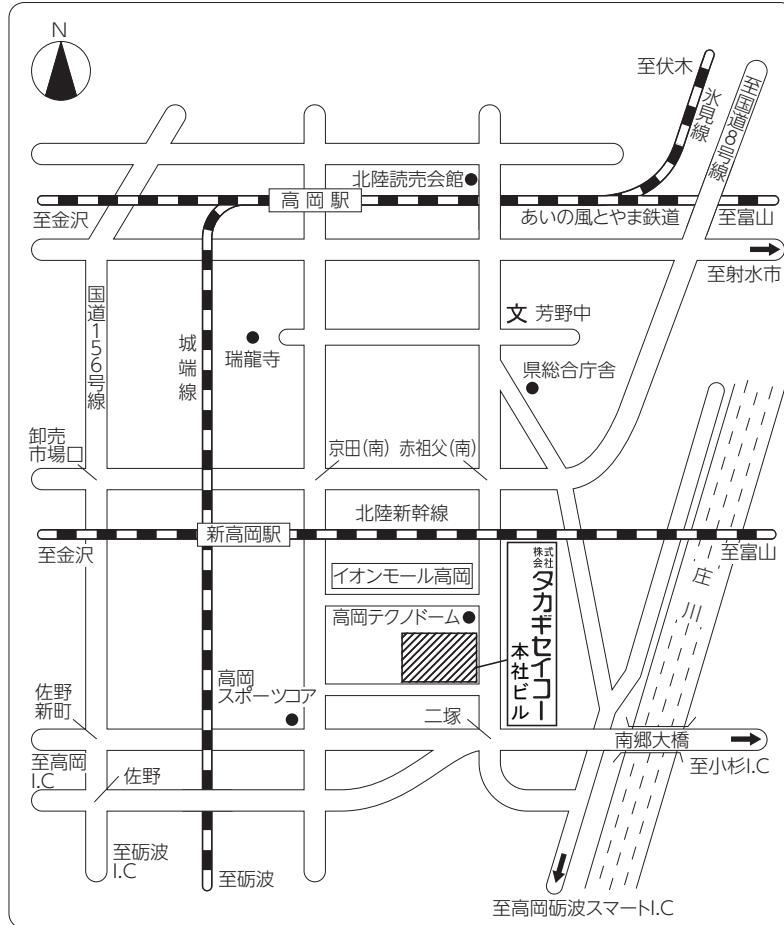
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
かわ びらき ひろ し 川 開 裕 司 (1960年1月27日生)	1982年4月 当社 入社 2001年12月 当社 通信機器事業部氷見工場長 2003年9月 当社 通信機器事業部長 兼 業務部長 2006年4月 高和精工(上海)有限公司 総経理 2008年6月 当社 執行役員 製品本部海外担当(上海駐在) 2010年6月 当社 執行役員 品質保証本部副本部長 2012年10月 当社 執行役員 品質保証本部長 2014年10月 当社 執行役員 生産本部長 2015年6月 当社 上席執行役員 生産本部長 現在に至る	2,600株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上



# 《株主総会会場ご案内図》



**会 場**      本社別館 2階集会室  
                  〒933-8628 富山県高岡市二塚322番地の3  
                  TEL 0766-24-5522  
**下車駅**      北陸新幹線またはJ R城端線：新高岡駅  
                  \*新高岡駅より会場までは車で約5分